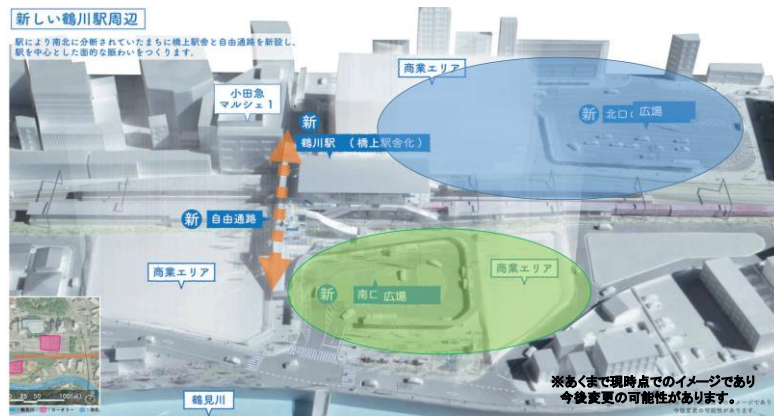
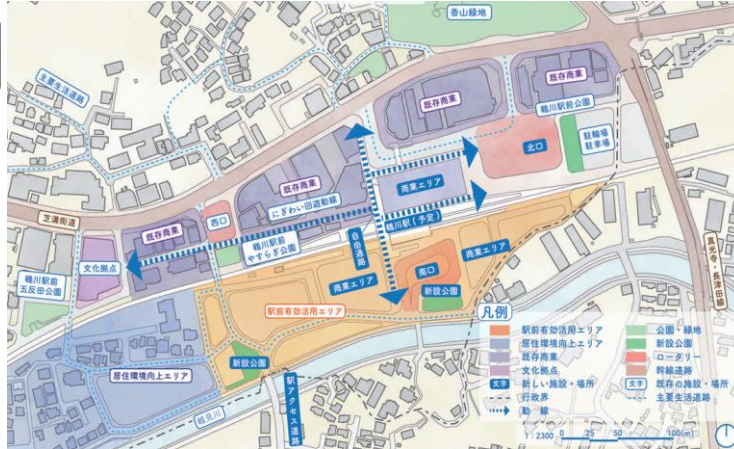


①鶴川駅周辺まちづくり

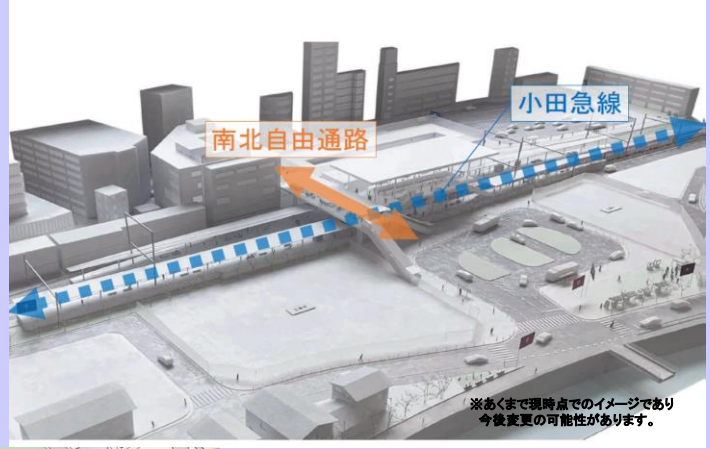
「鶴川駅周辺再整備事業」とは、町田市が2016年に策定した「鶴川駅周辺再整備基本方針」に基づき、地域一帯の生活を支え、人々が出会い、活動が生まれる“次世代へつなぐ拠点づくり”を進めるまちづくりです。



このまちづくりは、線路南側の新しくなるまちと、線路北側の再編するまちを、自由通路と橋上化する駅舎でつなぎ、ひとつのまちにするものです。

③歩行者動線

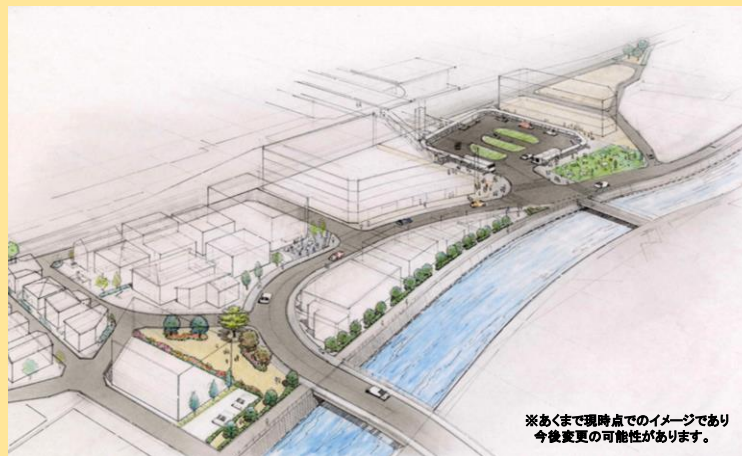
いつでも線路を渡る自由通路を新たに整備します。
駅舎の改良は、自由通路と一体的に橋上化し、改札をひとつにまとめ、駅舎を中心に人が行き交い、出逢うまちを目指します。



新しく生まれかわる南側と、再編する北側の街をつなぐだけでなく、現在の商店街や和光大学ポプリホール鶴川へ至る人々の流れを大切にまちづくりを進めます。

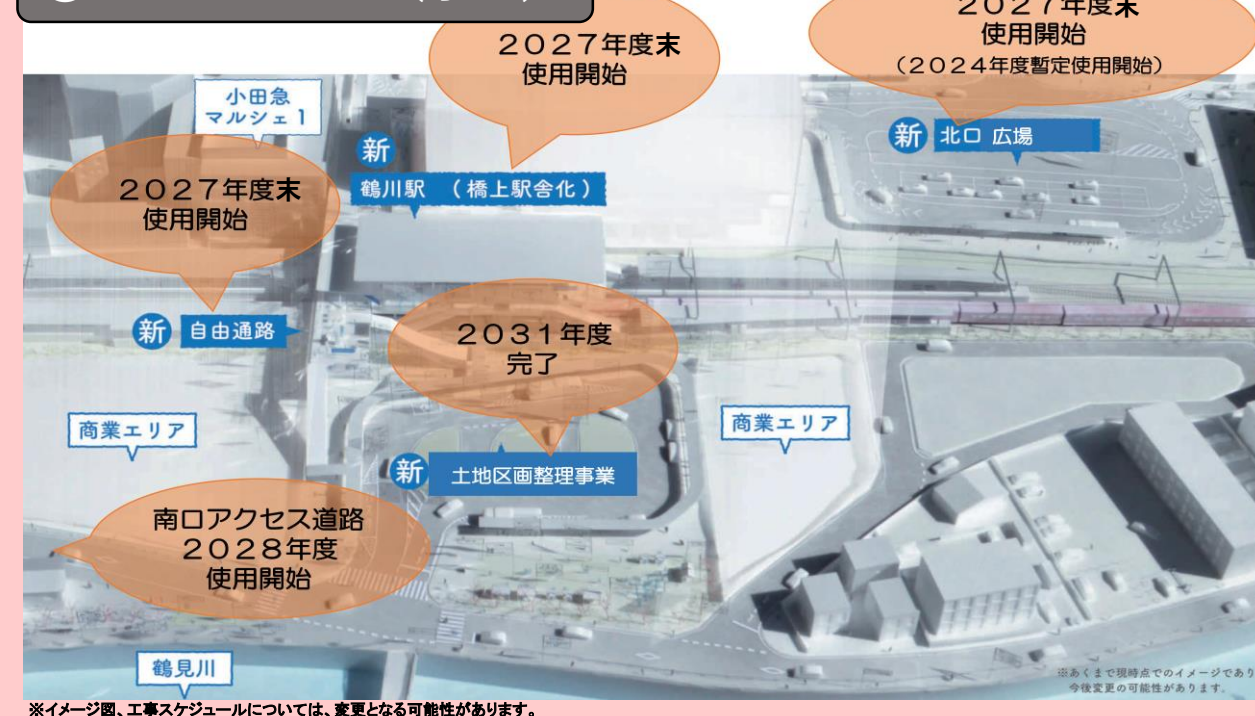
②南口まちづくり

土地区画整理事業により、南口広場を中心に商業エリアを設けて、にぎわいのある駅前づくりを進めるとともに、道路などを整備し、地区の防災性を高めます。



岡上駐在所交差点から南口へアクセスする道路を整備します。
鶴見川を渡る川井田人道橋を架けかえたり、道路の一部を広げ、バスをはじめとする車が南口広場へ入れるようになることで、芝溝街道等の渋滞緩和を目指します。

④スケジュール（予定）

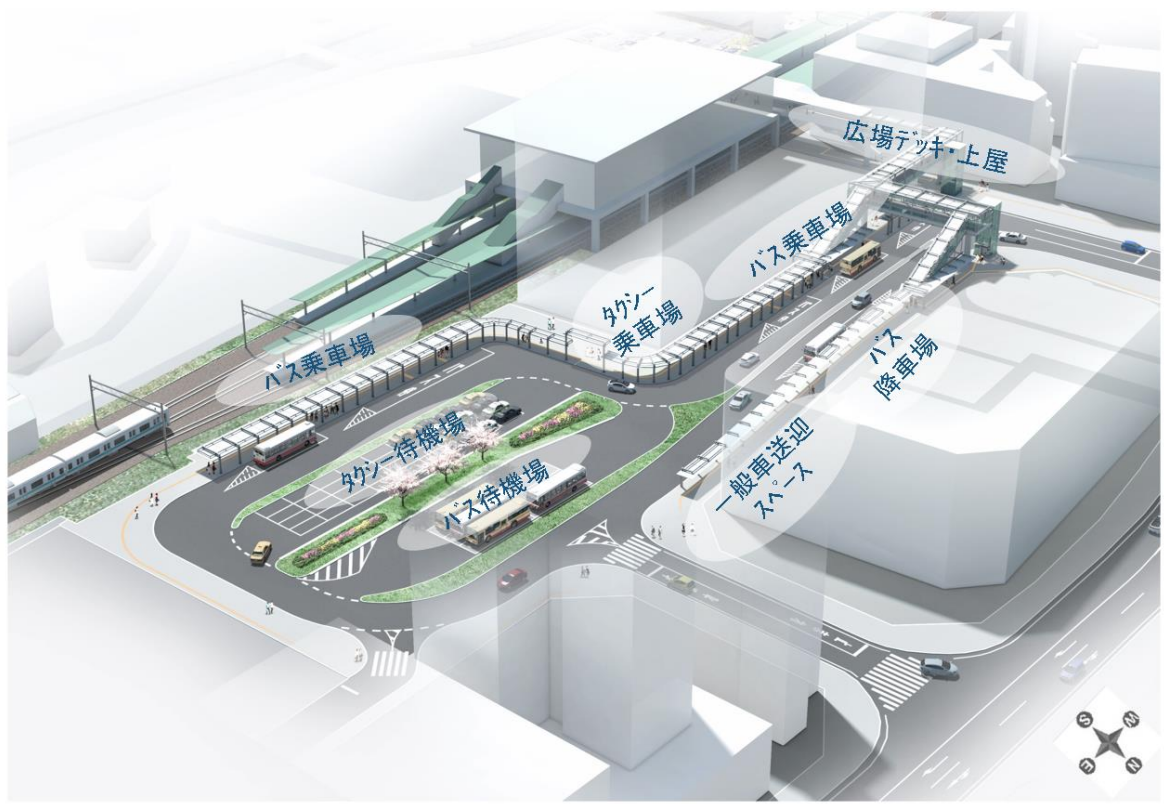


お問合せ先

町田市 都市づくり部 地区街づくり課 鶴川駅周辺整備係
TEL : 042-724-4214 FAX: 050-3161-6013
MAIL: toshi070_03@city.machida.tokyo.jp



①鶴川駅北口広場の完成イメージ図



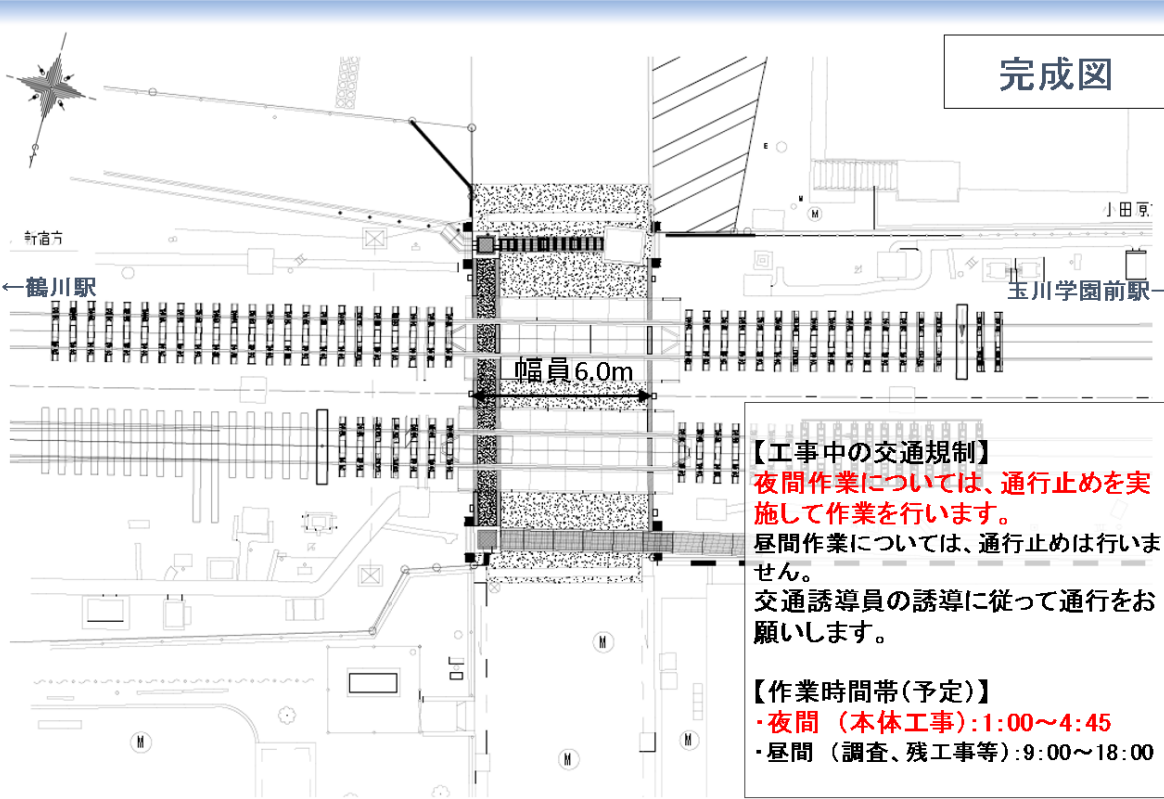
②鶴川駅北口広場工事スケジュール

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
電線共同溝工事							
道路築造工事		街築	街築・舗装	支障物撤去等	街築・舗装等	街築・舗装等	街築・舗装等
上屋工事		広場東側部分	広場中央部分	新設交通広場仮使用開始		広場西側部分	
広場デッキ工事				デッキ下部・上部工	デッキ上屋		
【バス・タクシーの利用】		既存交通広場使用		新設交通広場仮使用			

2027年度末
新設交通広場使用開始

改良後の鶴川1号踏切

鶴川1号踏切拡幅改良工事



④鶴川1号踏切道拡幅改良工事スケジュール

	2022年度	2023年度	2024年度
【夜間作業】 ・軌道、土木工事 (レール、マクラギ交換、側溝改修等) ・通信、信号工事 (ケーブル撤去新設)等	現場着手予定 9月下旬		
【昼間作業】 ・軌道、土木工事 (事前調査、残工事) ・通信、信号工事 (軽微なケーブル作業)等			
【夜間作業】 踏切切替作業			2024年度内完了予定 2024年7月中旬 供用開始予定

お問合せ先

町田市 道路部 道路整備課 工事係
TEL: 042-724-1128 FAX: 050-3161-5163 MAIL: douro020_02@city.machida.tokyo.jp

※完成イメージ図、工事スケジュールについては、変更となる可能性があります。

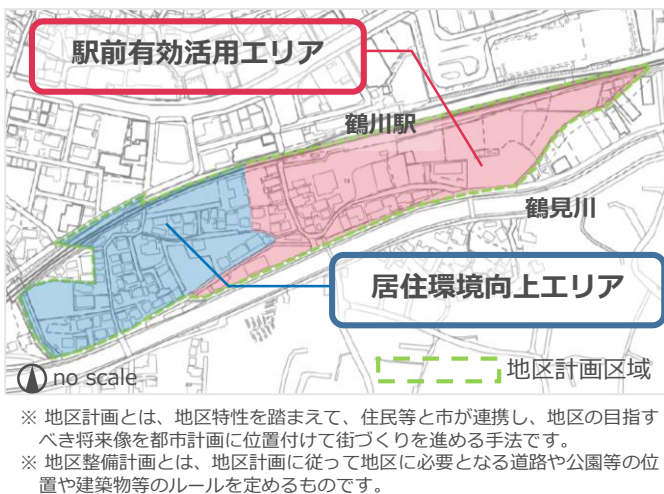
本方針は、2016年10月に策定した「鶴川駅周辺再整備基本方針」に位置付けた「駅前有効活用エリア」の街づくりを具現化し、さらに街づくりを推進するために策定するものです。

1. 鶴川駅南地区の概要

鶴川駅南地区の街づくりは、2016年10月に市が策定した「鶴川駅周辺再整備基本方針」における「安全で便利な交通と快適で賑わいのある駅前空間」の実現のため、土地区画整理事業や駅の南北を結ぶ自由通路整備等の計画を進めています。

鶴川駅南地区は、2019年8月に「鶴川駅南地区地区計画」を都市計画決定し、地区の目指すべき将来像等を定めました。

今後、**鶴川駅南土地区画整理事業の進捗を踏まえ、「駅前有効活用エリア」における具体的な地区整備計画を定め、街づくりを推進します。**



2. 鶴川駅南地区の目標

「にぎわいとみどりの都市拠点」にふさわしい活力と魅力あふれた街の実現を図ります

鶴川駅周辺は、『町田市都市づくりのマスタープラン』（2022年3月策定）において、「**にぎわいとみどりの都市拠点**」に位置付け、交通機能を強化するとともに、商業、文化・交流、業務、居住などの都市機能が集積した安全で利便性の高い拠点を形成することとしています。

しかし、本地区は道路等の都市基盤が未整備であり、都市拠点として適切な土地利用が図られていない状況です。

そのため、土地区画整理事業による道路等の都市基盤整備と併せて、駅南北の街を結ぶ自由通路を整備することで、駅前のにぎわいと歩行者ネットワークの強化等を図ります。

3. 土地利用の方針

駅前有効活用エリア

①駅前商業地区

駅直近の立地特性を活かして、商業機能の集積等によるにぎわいある土地利用を誘導し、都市拠点の形成を図ります。

②沿道商業地区

駅から連続したにぎわいと地域生活を支える機能導入を推進し、沿道市街地の活力と魅力ある土地利用を誘導します。

③周辺商業地区A

後背市街地の環境に配慮しながら、周辺住民の利便性の向上に資する土地利用を誘導します。

④周辺商業地区B

後背の低層住宅地に配慮しながら、駅前商業地区及び沿道商業地区を補完する機能の誘導を図ります。

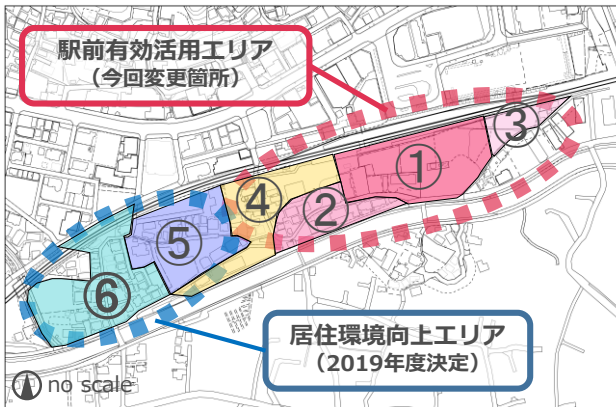
【参考】居住環境向上エリア（2019年度決定）

⑤中低層住宅地区

区画道路を整備するとともに、ゆとりある住環境を誘導することにより、防災性や交通安全性の高い良好な中低層住宅地を形成を図ります。

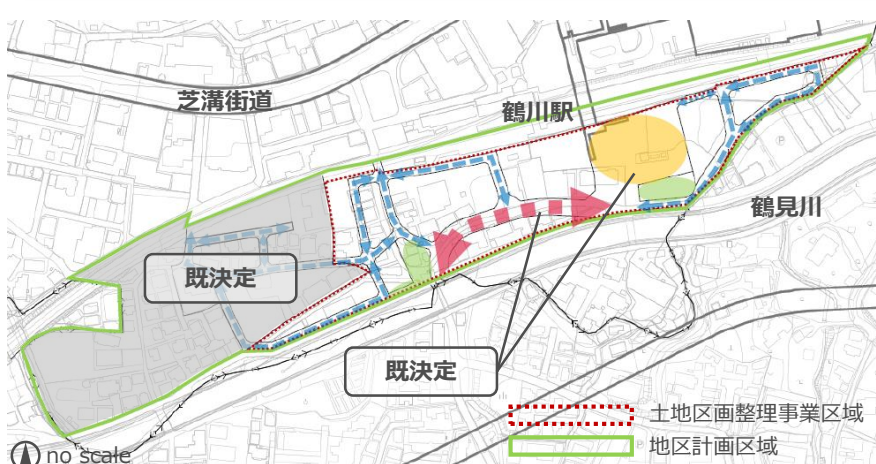
⑥低層住宅地区

周辺の住宅地と調和した、良好な低層住宅地の形成を図ります。



4. 地区施設の整備方針

本地区に必要な施設として駅前広場・道路・公園を位置付けます



【既決定】

駅前広場
(面積約4,000㎡)

アクセス道路
(幅員約12m)

駅前のにぎわいと歩行者ネットワークの強化を図ります。

公園
(各面積約600㎡)

区画道路等
(幅員約4m～8m)

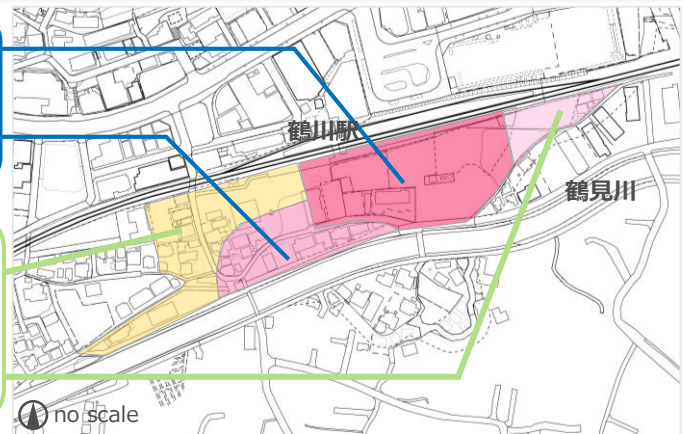
防災性と交通安全性の向上を図ります。

5. 建築物等の整備方針

建築物等に関するルールを定めて駅前にふさわしい街並みを誘導します

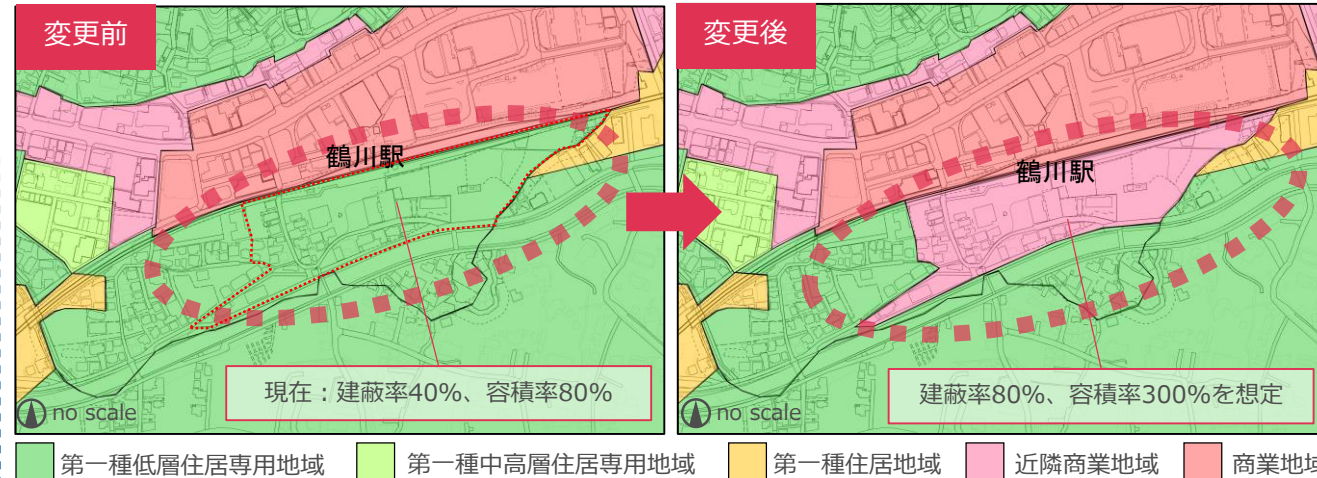
駅前商業地区・沿道商業地区は、「**建築物等の用途制限**」、「**建築物の敷地面積の最低限度（100～150㎡を想定）**」、「**壁面の位置の制限**」を設定します。

周辺商業地区A・周辺商業地区Bは、「**建築物等の用途制限**」、「**建築物の敷地面積の最低限度（100㎡を想定）**」、「**容積率の最高限度（200%を想定）**」、「**壁面の位置の制限**」を設定します。



6. 用途地域等の変更

駅前有効活用エリアの用途地域を変更します



※ 用途地域の変更に合わせて、町田市の用途地域等に関する指定方針・指定基準に基づき、高度地区、防火・準防火地域の変更も同時に行います。
※ 「駅前有効活用エリア」以外の用途地域等の変更はございません。